

社会福祉法人筑前伊都の会  
居宅介護支援事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人筑前伊都の会（以下、本会）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下、本事業）は、要介護者からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともにサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営方針)

- 第2条 本事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
  - 3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。
  - 4 本事業の運営にあたっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設及び関係機関等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人筑前伊都の会 居宅介護支援事業所
- (2) 所在地 福岡市西区今宿青木1093-22

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 社会福祉法人筑前伊都の会 居宅介護支援事業所（以下、本所）に勤務する職員職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 本会の介護老人福祉施設に従事する常勤職員

(管理者の職務)

管理者は、本所の介護支援専門員その他の従事者の管理、本事業の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従事者にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上：常勤1名、それ以上については利用者の状況に応じて増員する。

(介護支援専門員の職務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要援護者等がその心身の状況や置かれている環境などに応じて、居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容などの計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設などと連絡調整等を行う。

(3) その他の補助職員：利用者の状況に応じて配置する。

(補助職員の職務)

管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

(営業日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。

ただし、8月13日から8月15日、1月1日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。

(居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所：本所の相談室

(2) サービス担当者会議の開催場所：本所の面談室

(3) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：

最低1か月に一回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上での解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ随時訪問する。

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施地域は、福岡市西区、早良区、及び糸島市の区域とする。

(利用料等)

第8条 通常の事業実施地域以外の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。

徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議し、同意を得たものに限り徴収する。

- 2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 管理者は、利用者等の容態が急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、主治医、関係医療機関に連絡し、適切な処置を行う。

(非常災害の対策)

第10条 管理者は、非常災害の対策として、防火管理規程に掲げる事項を行わなければならない。

- (1) 消火器、消火栓等の消火設備、非常口等の避難の設備、非常ベル等の警報設備を設け、常にこれらの設備を定期的に点検・整備しておくこと。
  - (2) 地域住民や関係機関等を交え、所轄消防機関との連携を密にし、避難、救出及び消火に関する訓練を実施すること。
- 2 管理者は、風水雪害等天災事変の場合、利用者の安全を期するため本所を閉館することができる。
- この場合電話等で利用者各人にその旨連絡し、苦情が無いよう対応する。

(虐待防止に向けた体制等)

第11条 事業所は、虐待発生の防止向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、管理者は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- ① 管理者は、「身体拘束廃止・虐待防止委員会」を設置する。
- ② 委員会では、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制等の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- ③ 委員会では、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を職員に対して実施する。
- ④ 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、施設は速やかに市町村等の

関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等の関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(その他運営に関する留意事項)

第12条 本事業の社会的使命を十分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる為に、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を守るべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は本会が別に定める。

(附 則)

この規程は平成11年10月1日から施行する。

改訂 平成24年 4月1日から施行する。

改訂 令和 1年 9月1日から施行する。

改訂 令和 3年 9月1日から施行する。